平成２６年（フ）第１５５２号
愛知県大府市若草町４丁目70番地　サンヒルズながた406号
債務者　江﨑　恒夫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５５３号
東京都目黒区東が丘１丁目16―26　プリュメゾン駒沢405号室、住民票上の住所愛知県大府市若草町４丁目70番地　サンヒルズながた406号
債務者　江﨑ひろみこと　姜　　恩姫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２０号
名古屋市昭和区菊園町１丁目12番地　市営菊園荘509号
債務者　山本　弥恵
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２００６号
愛知県春日井市勝川町２丁目３番地29
債務者　鈴木　　薫
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１３号
北九州市八幡西区楠橋東２丁目５番48号　A102
債務者　青柳　一弥
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿屋市横山町1530番地
債務者　小脇　哲也
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
鹿児島県垂水市錦江町１番地99
債務者　岡村　啓輔
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
住民票上の住所佐賀県唐津市鏡2539番地１打越アパート203号
債務者　橋本　晶子（旧姓一宮）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４９号
熊本市中央区国府３丁目12番27号　フジハイツ101
債務者　西村　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７１号
青森県むつ市十二林10番８号　佐々木澄方
債務者　小島　清志
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
神奈川県横須賀市三春町２丁目17番地社会復帰支援会ピース三春ハイツ、住民票上の住所神奈川県横須賀市大矢部５丁目８番３号コーポシマザキ202
債務者　角井　義人
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２２４号
広島県福山市本郷町2898番地　本郷サンロイヤルＡ207
債務者　赤迫登喜治
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２６号
広島県福山市川口町３丁目25番５―201号　柏原アパート
債務者　横山　昇平
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１８５号
神奈川県逗子市久木９丁目４番26号　アーバンライフ松野101号室
債務者　池田　　直
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８７号
神奈川県三浦郡葉山町堀内594番地の２　ハイツヤマダ102
債務者　前田　剛久
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８８号
神奈川県横須賀市平作２丁目28番20号　ハイツグリーン102
債務者　江波戸　恵
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９３号
神奈川県横須賀市久村603番地　コーポ御滝堂Ａ―101
債務者　鈴木　留美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部